

函 福 管

令和4年(2022年)10月19日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 車検期間および自賠責保険期間の有効期限を過ぎた車両の運行について

(保健福祉部管理課)

車検期間および自賠責保険期間の有効期限を過ぎた車両の運行について

福祉事務所亀田福祉課が管理する車両について、車検期間等の有効期限が切れていた状態で運行していたことが判明しました。

このような事態を招いたことについて深く反省するとともに、今後は、同様の事態が生じないように、適正な車両の管理を徹底してまいります。

1 概 要

本車両については、災害等の事態の発生に対して赤十字が行う各種救護活動や赤十字事業などに使用するため日本赤十字社より配置されているものであり、日常の管理などを同課の職員が行っておりましたが、今年度の車検を行う準備のために、令和4年9月28日に昨年の書類の確認をしていた際に、車検期間および自賠責保険期間の有効期限が経過していることが判明し、担当職員への聞き取りにより昨年の車検を失念していたことが確認されました。

○車検期間および自賠責保険期間の満了日

車検：令和3年11月11日 自賠責保険：令和3年12月8日

○車検期間等の有効期限経過後の使用期間

令和3年11月12日から令和4年9月28日まで

○車検期間等の有効期限経過後からの使用回数および走行距離

延150回 1,764km

2 判明後の対応

判明後、ただちに該当車両の使用を中止するとともに、市が管理する日本赤十字社所有の車両を含め、保健福祉部が直接管理している車両（12台）の車検期間および自賠責保険期間の確認を行った結果、有効期限が経過している車両がないことを確認しました。

また、本件について、令和4年10月11日に函館中央警察署に報告いたしました。

3 再発防止策

- (1) 車検などの有効期限を車両本体や運転日報などの見やすい場所に表示し、車両の運行前確認を徹底します。
- (2) 今後の車両管理については、車両管理担当課だけではなく、保健福祉部内で二重の確認を行い、車両の適正な管理を徹底します。